

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県公安委員会の公印に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

秋田県公安委員会の公印に関する規則の一部を改正する規則

秋田県公安委員会の公印に関する規則（昭和33年秋田県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中

秋田県公安委員会印 (生活安全事務専用 認印)	秋 田 県 公安委員会	かい書	縦 8ミリメートル 横 15ミリメートル	警察署長
-------------------------------	----------------	-----	-------------------------	------

を

秋田県公安委員会印 (生活安全事務専用 認印)	秋 田 県 公安委員会	かい書	縦 8ミリメートル 横 15ミリメートル	警察署長
秋田県公安委員会印 (安全運転管理者証 ・副安全運転管理者 証用)	秋 田 県 公安委 員会 印	てん書	8ミリメートル平方	交通企画課長

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。